

2021年6月18日

東京都知事 小池百合子様
東京都教育委員会教育長 藤田 裕司様
東京都議会議員 石川 良一様

日本語を母語としない子どもの教育の制度改善・充実に関する要望書

東京の日本語教育を考える会 代表 中山真理子

貴職におかれまして、日頃より、外国につながる子どもの教育条件改善のため多々ご尽力くださり、関係者一同心より感謝しています。

しかしながら、外国につながる子どもには、なお様々な課題が浮かび上がってきております。以下、要望を提出いたしますので、適切な対応に向けてのご高配を賜りたくお願い申し上げます。

【要望の主旨】

2019年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行され、地方公共団体に日本語教育の施策を策定し実施する責務があることが明記されました。文科省は「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」を開催し、2020年3月に『外国人児童生徒等の教育の充実について（報告）』を発表し、取組の方向性として「外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行う必要がある。」と明記しました。

東京都においては2021年3月26日の都議会本会議において「東京都こども基本条例」が全会一致採択され、4月1日から施行されました。前文では「全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望をもって、伸び伸びと健やかに育っていく環境を整備していかなければならない。（中略）こどもの目線に立った政策を推進していくことは、様々な人が共に暮らす、多様性に富んだ国際都市東京の使命である。」と明記しています。

また、当会の「日本語を母語としない子どもの教育に関する都議会各会派への公開質問状」に対し「都議会全6会派」より、大筋「ご賛同」と言える素晴らしい「ご回答」をいただきました。

以下、学校やNPO・NGO等関係者の声や実態を踏まえた提案をさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

【要望内容】

1. 東京都として多文化共生と日本語を母語としない子どもの教育に関して体系的な指針を出してください。

外国につながる子どもの問題は、幅広く多岐にわたっており包括的で体系的な教育指針を出すことが必要です。

2. 日本語を母語としない子どもの教育に関する政策を作り運用する専門部署を設置してください。

日本語を母語としない子どもの教育は、非常に複雑で多岐にわたっています。その抜本的解決には課題を統括し日本語を母語としない子どもの教育政策の骨格を構築できる専門部署の設置が必要不可欠となっています。

「東京都こども基本条例」第16条では「都は、子どもに関する施策を総合的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。」と明記しています。また、都議会本会議では専門部署設置を柱の一つとする「外国人の子どもの教育条件の改善に関する請願」を2007年6月27日に全会一致趣旨採択しました。

東京都は都議会における上記意思決定を尊重してください。

3. 都内全域に日本語学級を設置できるように、各区市町村に設置要綱を周知徹底し、設置を促してください。

東京での「特別の教育課程」の実施状況は区市町村により大きな格差があります。県教委が体制を整え全県的に実施を進めている地域も参考に、東京でも各区市町村への支援体制を整えてください。

(1) 日本語学級が設置されていない全区市町村教育委員会の、学事担当職員だけでなく、日本語指導担当者及び校長に向け、設置要綱を周知し、設置を一層促す働きかけを強めてください。

外国につながる生徒が多い地域で日本語学級が設置されていない区市がまだ多く残っています。

(2) 日本語指導ができる教員を採用・配置してください。

日本語学級の教員には、専門性が必要であり、適切な人材を配置するよう文科省も求めています。まず、教員採用において、日本語指導ができる指導者を確保してください。また、東京都の教員の自己申告書に日本語学級担当希望をチェックで記入できる欄を作れば、日本語学級担当教員の配置が可能です。

(3) 「特別の教育課程」の実施を進めてください。

全国では「特別の教育課程」の実施率が約6割に達しています。東京では、日本語学級の制度があり、「特別の教育課程」への移行は難しくありません。日本語学級を足掛かりに、東京での「特別の教育課程」の実施を推進してください。

また、少数在籍地域では、特別の教育課程を実施するために、東京都として日本語指導ができる教員免許保持者を募集し、特別の教育課程の担当者を区市町村が任用できるようにすれば、区市町村が「適切な対応を行う」ことが可能です。

(4) 外国につながる生徒の担任に必要な研修を実施してください。

外国につながる生徒が在籍学級に円滑に受け入れられるよう、態勢づくりが不可欠です。従来の、「日本語指導を担当する教員向け」研修とは別に、「学級担任向け」の東京都教職員研修センターの教員研修も必須です。

**4. 政策立案の基礎となる実態調査を実施し、結果を公表してください。
正確な現状認識に基づいて、対応策を構築してください。**

(1) 東京の「特別の教育課程」の実施校数、指導児童生徒数を公表してください。

東京と全国との実施状況の違いを明らかにすることが求められています。各区市町村の実施状況を明らかにすることは、「特別の教育課程」を推進するために必要です。

(2) 東京都で毎年実施している「日本語指導が必要な児童・生徒実態調査」に関し、以下の詳細なデータを公表して下さい。

- ・文部科学省の調査では、対象を「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」及び「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており日本語指導が必要な児童生徒」を指す、としています。この判断基準を各区市町村に徹底周知してください。
 - ・私立高校にも多数の日本語指導が必要な生徒が在籍しています。
日本語指導が必要な高校生の数の全体数が分かる調査を実施してください。
 - ・小中学校は区市町村ごと、高校は学校ごと、それぞれ各学年の人数を公表してください。
- 以上をもとに、必要な日本語学級数、高校での加配数の基礎資料を出してください。

(3) 小中学生一人当たりの合計日本語指導時間数がわかる形で調査し、結果を公表して下さい。

東京都知事本部外務部国際政策課では毎年7月に「東京都区市町村の国際政策の状況」を発表しています。しかし2017年度より日本語を母語としない小中学生を対象にした各区市町村における日本語教育の体制の公表がありません。外国につながる子どもが東京のどの区市町村に住んでいても「東京都こども基本条例」の「こどもの権利「学ぶ権利」等が等しく守られるようにしてください。